

答 申 第 9 9 号  
平成27年3月31日  
(諮問公第114号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成25年8月20日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成〇年当時の〇〇警察署（現在は〇〇警察署）扱いの事件に関し、警察表彰規則6条および鹿児島県警察の表彰に関する訓令（以下「表彰訓令」という。）2条～6条に基づき、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに表彰された人名・職名・表彰の種類を記載した写しの交付

イ 平成〇年当時の〇〇警察署（現在は〇〇警察署）扱いの事件に関し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに、表彰訓令10条～13条に基づき作成された上申書・意見書・通知書および表彰記録表の写しの交付

これに対し実施機関は、平成25年9月19日付け鹿監第280号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成25年11月15日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

表彰記録・その上申書・意見書・通知書の不開示処分を取り消し、その全てを開示せよとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 警察事務の決裁に関する訓令を調べたところ、上申書、意見書及び通知書は、表彰に関する決裁は本部長または本部課長あるいは警察署長によるものとなっていること

から、本部長等による決裁で厳粛な公文書であるのに、それが1年の保存期間とされているとは到底に考えられない。

イ 本件処分により開示された部署賞誉から、請求人の事件であった「〇〇法違反事件」の検挙功労を理由に〇〇警察署が表彰されていることが判明した。〇〇警察署が賞を受けているのであれば、功労があったはずの当時の捜査指揮者の警察署長および捜査主任官の刑事課長は、表彰訓令第4条に示されている犯罪の捜査または被疑者の検挙の功労者にほかならない訳だから、この規定に則って賞詞を受けていないということは有り得ない。

ウ 私は県警本部長に対し、回答願い出書を差し出して、表彰記録表、上申書、意見書及び通知書の保存期間を教えるよう求めたが、今もって何らの回答も無い。そうすると規定された保存期間があるとしながら、その根拠を示すことが出来ない訳だから、上申書、意見書及び通知書は、廃棄して存在しないとする根拠が無いことになるし、表彰記録表にしても、個人表彰事実が無いとする根拠は存在しないこととなる。そのため、請求人は、不開示の理由・根拠は信頼することが出来ないため、やむなく表彰記録表、上申書、意見書及び通知書は全て存在することを前提に、全部開示を求めて審査請求を行う訳である。

### 3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 上申書は、表彰訓令第10条の規定に基づき、警察本部の部課長及び警察学校長並びに警察署長が、当該所属の職員若しくは当該部署に表彰訓令第3条から第6条（警察功績章、賞詞、賞状及び賞誉の授与）までに規定する功労、成績若しくは業績があると認めるとき又はその所掌事務に関し警察部外の者若しくは団体若しくは警察庁その他の都道府県の警察職員若しくは部署に表彰訓令第7条（感謝状の授与）に規定する功労があると認めるとき、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経て、本部長に表彰の上申するための文書である。
- (2) 意見書は、表彰訓令第10条の規定により所属長から上申書を受理したとき、監察課長が表彰訓令第11条の規定に基づき、功労の内容その他必要と認める事項について調査又は審査を行い、並びに表彰の要否及び表彰の種類について意見を付し、本部長に提出する起案文書である。
- (3) 通知書は、表彰訓令第12条の規定に基づき、職員が本部長表彰を受けたとき、監察課長がその都度、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び表彰を受けた職員の所属長に、被表彰者の所属、職、氏名、表彰年月日及び表彰の種類並びに表彰理由を通知する文書である。

- (4) 上申書、意見書及び通知書は、鹿児島県警察文書管理規程（以下「文書規程」という。）第33条の規定により作成された文書管理表（以下「文書管理表」という。）の「事件檢舉功労等表彰」に保管するものである。

同文書の保存期間の区分は「1年」となっており、保存期間経過につき廃棄しているため、不存在とした。

- (5) 表彰記録表は、訓令第12条の規定により監察課長から通知を受けた所属長が訓令第13条の規定に基づき、表彰を受けた所属職員の表彰年月日、表彰の種類及び表彰理由を記入する文書である。

監察課では、賞誉が部署又は職員に対して授与された場合に、その旨を記録し、授与状況を組織的に管理するため、「表彰台帳」を備え付けている。

表彰記録表は、文書管理表の「表彰記録表」に保管する文書である。

同文書の保存期間の区分は「常用」となっており、表彰台帳に本件開示請求に該当する個人表彰がないため、不存在とした。

- (6) 部署に対して賞誉が授与されていたとしても、必ずしも職員に対して賞誉が授与されるものではなく、部署の賞誉と個人の賞誉は連動していない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年12月18日	諮問を受けた。
平成26年2月5日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月6日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月17日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
平成27年3月25日	諮問の審議を行った。

##### (2) 本件審査請求について

本件審査請求は、上記2(3)の記載によると、本件処分のうち、上申書、意見書、通知書及び表彰記録表を不開示とした処分の取消しを求めるものであることから、審査会は当該処分についてのみ判断する。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 本件審査請求に係る対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、上申書、意見書、通知書及び表彰記録表である。

実施機関は、上申書、意見書及び通知書は廃棄したため存在しない、また、表彰記録表は個人表彰事実がないため存在しないとしている。

本件審査請求は、本件処分を取り消し、不存在とされた公文書の開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 実施機関における文書の保存について

鹿児島県警察における文書については、文書規程第33条に基づき、公文書は、保存期間が1年未満であるものを除き、文書及び図画については文書管理表により、電磁的記録については電磁的記録管理表に記載し、管理しなければならないこととなっており、文書規程第39条に基づき、公文書の保存期間の区分は、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間、30年（保存期間の特例として、台帳のように、年度を超えて事務室に常備し、常に執務上使用する文書については、文書管理表の保存期間の区分は常用と表記する。）とされている。

また、文書規程第40条に基づき、所属長は、保存期間が満了する文書について、職務の遂行に必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができることとなっている。

ウ 上申書、意見書及び通知書の不存在を理由とする不開示の妥当性について

諮問実施機関は、上申書、意見書及び通知書の保存期間は「1年」となっており、保存期間経過につき廃棄したと説明していることから、審査会が事務局職員に監察課の文書管理表を確認させたところ、当該文書に係る文書管理表における「事件検挙功労等表彰」の保存期間は「1年」となっており、また、当該文書の保存期間の延長を行っていないことが確認された。

したがって、上申書、意見書及び通知書については、1年の保存期間を経過したため既に廃棄され、存在しないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 表彰記録表の不存在を理由とする不開示の妥当性について

諮問実施機関は、部署に対して賞誉が授与されたとしても、必ずしも職員に対して賞誉が授与されるものではなく、部署の賞誉と個人の賞誉は連動していないと説明しており、審査会が事務局職員に監察課の平成〇年度から平成〇年度までの個人の表彰台帳を確認させたところ、〇〇警察署職員及び〇〇警察署職員に対する個人表彰の事実がないことが確認された。

したがって、表彰記録表については、個人表彰の事実がないため、存在しないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。